

長万部町

妊婦のための支援給付及び妊産婦包括相談支援事業について



長万部町では、全ての妊産婦が安心して出産子育てができるように、相談支援と経済的支援を行い、身体的、精神的及び経済的な負担の軽減をしていきます。

◇事業内容・申請の流れ

(1) 妊娠届出時

保健師による面談を行い、妊婦支援給付金についてご案内します。

以下の書類を提出し、妊婦支援給付金(1回目)の申請を行います。

① 妊婦給付認定申請書

② 振込希望口座の通帳又はカードの写し

→妊婦給付認定を受けたあと、1回目の**妊婦支援給付金5万円**が指定の口座に支給されます。

(2) 妊娠8ヶ月ごろ

アンケートにご回答ください。希望者には面談等でご相談に応じます。

(3) 出産・産後

赤ちゃん訪問時(出産後4ヶ月未満)に保健師による面談を行います。

以下の書類を提出し、妊婦支援給付金(2回目)の申請を行います。

① 胎児の数の届出書

② 振込希望口座の通帳又はカードの写し

※1回目の妊婦支援給付金と同じ口座の場合は必要ありません。

→給付金申請受理後、2回目の**妊婦支援給付金(妊娠している子どもの人数×5万円)**が指定の口座に支給されます。



※妊婦支援給付金は、妊産婦名義の銀行口座に振り込みます。

妊産婦以外の口座名義は指定できません。

※流産・死産された場合

妊婦支援給付金は、流産・死産・人工妊娠中絶の場合においても給付対象となります。

保健福祉課健康推進係(Tel01377-2-2454)までご連絡ください。

お問い合わせ

長万部町役場 保健福祉課 健康推進係

Tel01377-2-2454